

病気やケガで
働けなくなった時に…

所得補償

団体割引 **15%** 適用

動画もご用意
しています。

こちらからご覧ください。



NEW!

- 保険料が改定されました。
- 免責期間が廃止され、「0」日になりました。
- 精神障害の範囲が拡大され、アルツハイマー病の認知症等も補償対象になりました。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については後記「補償の概要等」をご覧ください。

所得補償の概要

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、最長1年保険金をお支払いします^(※1)。

(※1) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

所得補償のPOINT

●1日目からしっかり補償!

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、保険金は1日目からお支払いします。

●精神障害による就業不能を補償します

(精神障害補償特約(ハ)(所得補償用)がセットされています。)

躁病・うつ病、統合失調症、神経衰弱、アルツハイマー病の認知症等の所定の精神障害が補償対象になります(アルコール・薬物使用による一部の精神および行動の障害等は対象になりません)。

●「地震 噴火 津波」によるケガも補償します!

(天災危険補償特約(所得補償用)がセットされています。)

保険の対象となる方が地震・噴火またはこれらによる津波によって、病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合についても補償されます。

その他のPOINT

業務上・業務外を問いません

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気、ケガで仕事を休まれた場合でも、保険金をお支払いします。



入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

健康状態告知事項

「いいえ」の場合
お申し込みいただけます。

質問1	告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。	いいえ
質問2	告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。	
質問3	告知日(ご記入日)より過去2年以内に ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存含みます)」と医師に診断されたことがありますか。 ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存含みます)」のため、医師から検査 ^(※2) 治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。	

(※2) 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。がんまたは上皮内がんを含めて告知いただきたい病気の例については、同封の加入依頼書の「C健康状態告知書」をご確認ください。

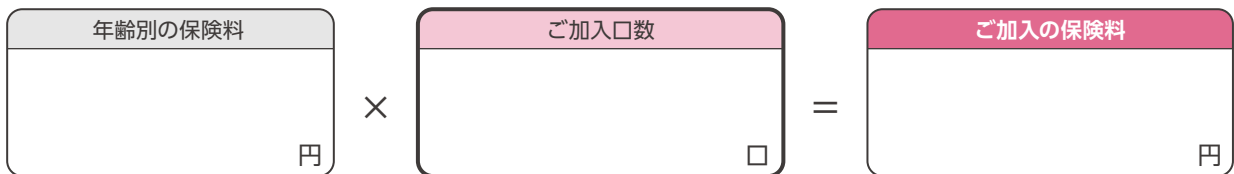
所得補償 1口あたりの保険料表(月払)

- てん補期間(*1):1年 ●免責期間(*2):0日
- 引受対象年齢:満69歳以下(保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。)
- 月額保険金額:1口10万円(上限口数10口まで)(*3)

(単位:円)

加入年齢	Sタイプ
	1口あたりの保険料
20~24歳	1,070
25~29歳	1,180
30~34歳	1,340
35~39歳	1,600
40~44歳	1,900
45~49歳	2,270
50~54歳	2,650
55~59歳	2,830
60~64歳	2,990
65~69歳	4,540

保険料計算式



■口数の決め方

平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

●ご加入の月額保険金額は、平均月間所得額(*4)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(*1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

(*2) 保険金をお支払いしない期間

(*3) 口数の決定方法:「平均月間所得額(*4)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(*4) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得(*5)の平均月額をいいます。

(*5) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

●上記保険料は基本級別1級(医師等の職種の方)の方を対象にしたものです。上記以外のご職業については、取扱代理店にご照会ください。

●同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

●団体契約の始期日時時点(2024年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

●70歳以降の保険料は代理店にお問い合わせください。